健全化判断比率及び資金不足比率について（令和７年度決算）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について公表します。

１．健全化判断比率

(1)実質赤字比率、(2)連結実質赤字比率、(3)実質公債費比率、(4)将来負担比率の４つの指標で、それぞれの比率に応じて「健全」「早期健全化」「財政再生」の３段階（(4)将来負担比率は、財政再生段階なし）に区分されます。

算定の結果、いずれの指標においても早期健全化基準、財政再建基準を下回り、全て「健全」段階となりました。

（単位：％）

区　　分	**令和７年度**	早期健全化基準	財政再生基準
(1)実質赤字比率	―	１３．９３	２０．００
(2)連結実質赤字比率	―	１８．９３	３０．００
(3)実質公債費比率	**６．８**	２５．０	３５．０
(4)将来負担比率	―	３５０．０	

※１　実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担比率はないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は「－」で表示しています。

２．資金不足比率

公営企業会計毎に算定するもので、「健全」「経営健全化」の２段階に区分されます。

算定の結果、資金不足を生じた公営企業がないため、「健全」段階となりました。

（単位：％）

公営企業会計の名称	**令和７年度**	経営健全化基準
下水道事業会計	―	２０．０

※２　資金不足額はないため、資金不足比率は「－」で表示しています。

３．各指標等の説明

実質赤字比率

一般会計等（※３）を対象とした実質赤字額の標準財政規模（※４）に対する比率をいいます。

当町の場合、実質収支が黒字のため、実質赤字比率は該当がないので「健全」段階となっています。

※３　一般会計等とは、一般会計と公営事業以外の特別会計で、まんのう町の場合は一般会計が対象となります。

※４　標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、人口、面積等から算定するものです。

連結実質赤字比率

一般会計等の実質赤字額に公営事業会計の実質赤字額（公営企業会計の場合は資金不足額）を加えた連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率をいいます。

当町の場合、連結実質収支が黒字のため、連結実質赤字比率は該当がないので「健全」段階となっています。

実質公債費比率

現行の地方債同意・許可制度で利用されている指標で、一般会計等の公債費（元利償還金）に公営企業債に対する繰出金等公債費に準ずるもの（準元利償還金）を含めた実質的な公債費相当額（交付税措置される額は控除されます。）の標準財政規模に対する比率（過去３ヶ年平均）をいいます。

当町の場合、早期健全化基準、財政再建基準を下回っており、「健全」段階となっています。

将来負担比率

一般会計等が地方債残高、公営企業債等繰入見込額等の将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率をいいます。

当町の場合、早期健全化基準を下回っており、「健全」段階となっています。

資金不足比率

公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率をいいます。

当町の場合、資金不足が生じた公営企業がないため、資金不足比率は該当がありません。従って全て「健全」段階となっています。

早期健全化基準

健全化判断比率４つの指標のうち１つでも早期健全化基準を上回ると、財政健全化計画の策定（議会の議決）や、外部監査の要求が義務づけられます。また、財政健全化計画の実施状況を毎年度議会に報告して公表し、早期健全化が著しく困難と認められるときは県知事から必要な勧告が行われます。

経営健全化基準

早期健全化基準に相当するもので、各公営企業会計の資金不足比率が基準を上回れば経営健全化計画の策定が義務づけられます。

財政再生基準

財政再生基準を上回ると、財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査要求の義務づけ、実施状況の報告・公表に加え、財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を求めることができます(※５)。また、財政運営が計画に適合しないと認められる場合等において、予算の変更等が勧告されます。

※５　同意がなければ、災害復旧事業債等を除き、地方債の起債が制限されます。一方、同意があれば収支不足額を振り替えるための地方債（再生振替特例債）の起債が可能となります。